

戸籍事務の

電算化がスタートします

明治4年に制定され、幾度となく改正されてきた「戸籍法」…。町では、戸籍作成から証明書発行までの処理時間を短縮させ、効率化とサービス向上を図るため戸籍事務の電算化を開始します。これにより、新しい様式で証明書が発行されるなど、次のよう
に変わりますのでお知らせします。

戸籍の電算化とは？

戸籍とは、人の出生や婚姻、死亡などの届け出に関する事項、言い換えれば、人が生まれてから亡くなるまでの大切な身分事項が記録された重要な公文書です。

町では明治時代の戸籍制度発足以来、和紙に手書きやタイプライターを使って記載をしてきました。

平成6年の戸籍法の改正により、戸籍の電算化（コンピュータ化）が可能となり、多くの市町村で電算化が進められるようになりました。

このため、町でも7月11日(月)から戸籍事務の電算化を開始します。コンピュータで事務処理を行うことにより、証明書の発行などがより早くかつ正確に行うことができ、見やすく、わかりやすい証明書が発行できるようになります。

なお、今回の電算化は本籍地が「栗山町」の方が対象となります。住民票の住所が当町にあっても、本籍地が「栗山町以外」の市町村の方は電算化の対象となりません。

7月11日(月)からサービス開始

戸籍の名称と書式などが変わります

これまでの戸籍は、縦書きで難解な文章でしたが、電算化されると項目ごとに記載され、記録の内容が一目でわかるようになります。
証明書も、**謄本・抄本**という呼び方から、**全部事項証明書**（従来の謄本）・**個人事項証明書**（従来の抄本）へと変わります。

項 目	現 在	電算化後
名称（様式）	謄本（B 4 判横長）	全部事項証明書（A 4 判縦長）
	抄本（B 5 判縦長）	個人事項証明書（A 4 判縦長）
書 式	文書体（縦書き・漢数字）	項目別（横書き・算用数字）
用 紙	白紙用紙 B 5、B 4	改ざん防止用紙 A 4
公 印	朱肉の公印	黒色の電子公印
手数料	1 通 450 円	

戸籍の氏名の文字は

正字で記載します

新しい戸籍の文字は、常用漢字や人名用漢字など、漢和辞典に載っている文字で記載します。

これまでの和紙の戸籍は手書きのものが多く、「氏」や「名」が崩し字や癖字、略字など辞書に載っていない文字で記載されている場合がありますが、電算化に伴い、これからは辞書に載っている文字（戸籍法で定められた文字）で記録することになります。

該当する方には、6月中旬に文書でお知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

また、住民票に記載されている氏名は戸籍と同じ文字となります

(1の1) 全部事項証明書

本 籍 名	北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地 栗山 太郎	
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成23年 月 日 【改製事由】平成6年法律第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記載されている者	【氏】 太郎 【生年月日】昭和45年8月16日 【配偶者区分】夫 【父】 栗山 一郎 【母】 栗山 花子 【続柄】長男	
身分事項 出 生	【出生日】昭和45年8月16日 【出生地】北海道夕張郡栗山町 【届出日】昭和45年8月21日 【届出人】父	
婚 姻	【婚姻日】平成2年1月1日 【配偶者氏名】 北海花子 【従前戸籍】 北海道夕張郡栗山町松風3丁目254番地 栗山 一郎	
戸籍に記載されている者	【氏】 花子 【生年月日】昭和42年8月8日 【配偶者区分】妻 【父】 北海冬雄 【母】 北海雪子 【続柄】長女	
身分事項 出 生	【出生日】昭和42年8月8日 【出生地】北海道札幌市中央区 【届出日】昭和42年8月13日 【届出人】父	
婚 姻	【婚姻日】平成2年1月1日 【配偶者氏名】 栗山太郎 【従前戸籍】 北海道札幌市中央区南三条西十一丁目330番地2 北海冬雄	
以下余白		
発行番号	00000001	
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。		
平成23年 月 日	北海道夕張郡栗山町長 椿原 紀昭	職印

修正する文字の一例

藤	邊	嶋	眞	現在の記載
↓	↓	↓	↓	
藤	邊	嶋	眞	電算化後の記載

戸籍の附票も電算化されます

「戸籍の附票」は、栗山町に本籍がある方の住所の履歴が記録されたものです。電算化後の附票には、最新の住所地だけが記録されます。電算化前の附票は5年間保存されますので、必要ときは「改製原附票」をご請求ください。

町住民福祉課

住民保険グループ

☎7509（ダイヤルイン）



委員 八木橋義則 副委員長 大井 賢治 委員長 三田 源幸
委員 重山 雅世 委員 大平 逸男 委員 大西 勝博

産業振興課、くりやまブランド推進室、建設水道課、農業委員会、住民福祉課、地域医療・保健対策室、環境生活課の所管に属する事項の調査および議案、請願、陳情などの審査を行います。

産業福祉常任委員会



監査委員 小寺 進 副議長 八木橋 義則 議長 鵜川 和彦

議会構成決まる！



委員 小寺 進 副委員長 藤本 光行 委員長 友成 克司
委員 置田 武司 委員 榎崎 忠彦 委員 山本 修司

総務課、経営企画課、税務課、税金対策室、出納室、継立出張所、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会の所管に属する事項、および他の委員会の所管に属しない事項の調査および議案、請願、陳情などの審査を行います。

総務教育常任委員会

- 議会選出各種委員など
- 南空知消防組合議会議員
友成 克司 大井 賢治
大西 勝博
 - 南空知葬斎組合議会議員
山本 修司 榎崎 忠彦
重山 雅世
 - 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員
鵜川 和彦
 - 空知教育センター組合議会議員
三田 源幸
 - 栗山町都市計画審議会委員
大平 逸男 山本 修司
藤本 光行 榎崎 忠彦

- 委員長 置田 武司 副委員長 大西 勝博
委員 友成 克司 委員 三田 源幸 委員 重山 雅世
委員長 藤本 光行 副委員長 重山 雅世
委員 大井 賢治 委員 大西 勝博 委員 三田 源幸 委員 大平 逸男

議会の運営に関する調査研究および適正で円滑な議会運営を担います。

議会運営委員会

議会広報特別委員会

議会広報の研究および編集・発行を行います。

■問い合わせ 町議会事務局 Tel ㉟ 7517(ダイヤルイン) / Fax ㉟ 1233 E-mail:gikai-jimukyoku@town.kuriyama.hokkaido.jp

<http://town.kuriyama.hokkaido.jp/gikai/index.html> 議会のホームページが新しくなりました。

議会の動き

第3回および第4回
栗山町議会臨時会において
次の議案が審議されました。

(5月10日、20日招集)

議案

▼監査委員の選任について
新しい監査委員に小寺進議員を選任しました。

▼平成23年度栗山町一般会計補正予算(第2号)
98万4千円を追加し、総額73億926万3千円となりました。主な内容は、指定寄附金の受入によるNPO法人くりやまへの補助金や、栗山ダムパークゴルフ場拡張事業にかかる手数料の追加などです。

報告

▼平成22年度栗山町一般会計補正予算(第13号)の専決処分について
223万3千円を追加し、総額87億6877万9千円となりました。

内容は、東日本大震災に伴う姉妹都市角田市への災害支援物資とその運搬費、災害見舞金の追加などです。

▼平成22年度栗山町一般会計補正予算(第14号)の専決処分について
6886万8千円を追加し、総額88億3764万7千円となりました。主な内容は、町税や地方交付税などの確定見込みによる補正と財政調整基金積立金の追加などです。

▼平成23年度栗山町一般会計補正予算(第1号)の専決処分について
127万9千円を追加し、総額73億827万9千円となりました。内容は、東日本大震災被災地への人的支援で、福島県国見町へ保健師など職員8人を派遣するための旅費などの追加です。

▼訴えの提起について
公営住宅料の滞納者3人に対し、住宅明渡しと①滞納家賃、②平成23年3月から明渡し完了に至るまで月額それぞれの割合による損害賠償金、③訴訟費用、を支払えとの判決、あわせて仮執行の宣言を求めるものです。
被告3人は、長期にわたり公営住宅料を滞納しています。再三の催告にもかかわらず、誠意ある対応がないため、町では被告と信頼関係は損なわれたと判断しました。そのため民事訴訟の手続きにより公営住宅の明渡し、および滞納家賃の確保に努めることが最善であると判断し、管轄裁判所に訴えを提起したものです。



環境センターで破砕機にかけられた「炭にできるごみ」



炭にできるごみの袋に、金属やプラが入っています！



生ごみが入っています。生ごみは黄色の袋に！



雑誌は束ねて資源ごみに！

炭にできるごみの 分別を徹底しましょう！

皆さんご存じのとおり、栗山町では4月からごみの炭化処理がはじまり、これまでのその他ごみを「炭にできる・できない」に分別をお願いしています。現在の分別状況をみると、正しく分別していただいている多くの皆さんのご協力に感謝いたします。しかし、炭にできる袋の中に「炭にできないごみ」が一部混入しているのも事実です。思い違いで混入している例もあれば、金属やプラスチック、生ごみなど明らかに分別しない例も見受けられます。炭化処理によってできた炭は、春に

は農地などの融雪剤として活用することを予定しています。そのためにも正しい分別にご協力ください。ごみの分別は、誰もが参加できる住民活動のひとつです。今一度「家庭ごみの分け方・出し方」を確認して分別をお願いします。不明な点があれば、お電話ください。環境対策グループ ☎7511

生活と環境

みんなで守ろう美しいまち

【問い合わせ】 町環境生活課
環境対策グループ ☎7511
生活安全グループ ☎7510



忘れないでね！愛情1本！

6月18日(土)		6月19日(日)	
実施場所	時間	実施場所	時間
円山文化センター	9:00～9:10	栗山公園第1駐車場	9:00～9:10
御園公民館	9:20～9:30	岡山砂利駐車場	9:15～9:25
南学田公民館	9:40～9:50	ふたば児童公園前	9:30～9:40
南部公民館	10:10～10:30	角田改善センター	9:50～10:00
杵臼自治会館	10:40～10:50	富士中央公民館	10:10～10:20
鳩山中央公民館	11:10～11:20	南町内会館	10:25～10:35
ポプラ団地入り口	11:30～11:40	運動公園南側	10:40～10:50
中里公民館	11:45～11:55	栗山警察署西側	10:55～11:05
注射料 3,040 円		くりやま金物店前	11:10～11:20
		栗山町役場南側	11:25～11:40

狂犬病の追加予防注射

4月に狂犬病予防注射を受けることができなかった飼い主の方を対象に、追加の集合注射を行います。この集合注射以降は、各自で最寄の動物病院で受けていただくことになります。

ペットは愛情をもって

飼い主はマナーを守り、まわりの人に迷惑をかけないようにしましょう。放し飼いは危険です。鎖などでつなぎましょう。散歩中のフンは必ず責任をもって後始末しましょう。ムタ吠えで近所の迷惑にならないようにしましょう。飼育場所は清潔に保つようにしましょう。繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術を受けましょう。愛情を持って最後まで面倒を見ましょう。

フン害のない きれいなまちづくりを

環境美化意識が高まる中、多くの犬の飼い主は散歩時に袋などを携帯し、きちんとフンを回収されています。しかし一部の無責任な飼い主による犬のフンの放置がまだまだあります。フンの放置は周辺住民の迷惑になるばかりでなく、景観を損ね、衛生面でも悪影響を及ぼしています。犬のフン回収は、飼い主の最低限の飼育マナーです。散歩の際にはルールを守って、美しく快適なまちづくりを目指しましょう。

野火・山火事に注意！



5月中に野火が2件発生しました。昨年の同時期にも同じように野火が発生しています。

山菜採りなどで林道や草地に入る際は、タバコなどの投げ捨てはせず、携帯用灰皿を使用するなど、火の取り扱いには十分注意してください。



住宅用火災警報器を 設置しましょう！

住宅用火災警報器の設置が平成23年6月1日から完全義務化となりました。一戸建てを含むすべての住宅が対象となります。

住宅用火災警報器は、皆さんの安全を守る強い味方です。全道の設置率は66・4%ですが、栗山町内では全道平均より低い設置率となっています。早い段階での設置率100%をめざして、迅速な対応をお願いします。



お問い合わせ
南空知消防組合消防署
生活安全課まで
☎0150

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。市町村国保や国民健康保険組合は除きます。

※被用者保険とは、「協会けんぽ」など主にサラリーマンの皆さんが加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険は含まれません。

均等割	9割軽減（年額 4,400 円）
所得割	かかりません

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選べます！

■保険料のお支払い方法

- 「口座振替」を希望される方は、町税務課課税グループへお申し出ください。
- 「年金からのお支払い」の場合は、手続きの必要はありません。ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」によりお支払いいただきます。

- ◆ 年金額が18万円未満の方（介護保険料が年金から引かれていない方）
- ◆ 介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上の方



なお、この制度に加入してからおよそ半年間は、「年金からのお支払い」ができません。「納入通知書」や「口座振替」でお支払いください。※保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

■保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、町税務課課税グループへご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。



東日本大震災で被災された後期高齢者医療保険の被保険者の皆さまへ

- ◆ 保険証について～現在、保険証を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険証をお持ちでない場合、氏名・生年月日・住所を医療機関にお申し出いただくことで受診できる取扱いとなっていますが、平成23年7月1日からは、通常どおり、保険証の提示が必要になります。保険証の再交付を希望される方は町住民福祉課住民保険グループにお問い合わせください。
- ◆ 保険料や医療機関へのお支払いが困難な方について～住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたことにより、保険料や医療機関へのお支払い（一部負担金）が困難となった方については、申請により、減額、免除または徴収猶予が受けられる場合があります。また、年金から保険料をお支払いすることが困難な場合については、「口座振替」や「納入通知書」によるお支払いに変更することもできます。

問い合わせ	制度に関すること	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601 町住民福祉課住民保険グループ ☎ 7508（ダイヤルイン）
	保険料に関すること	町税務課課税グループ ☎ 7505（ダイヤルイン）



後期高齢者医療制度

（平成23年度の保険料）

後期高齢者医療制度は、被保険者（加入者）の皆さんにご負担いただいている保険料によって成り立っています。皆さんが将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となりますので、今後とも保険料をお支払いいただきますよう、お願いします。

平成23年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします！

■平成23年度の保険料の計算方法（保険料率は平成22年度と変わりません）

均等割 【1人当たりの額】 44,192 円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 （平成22年中の所得 - 33万円）× 10.28%	=	1年間の保険料 （100円未満は切り捨て）
--	---	--	---	---------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は50万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

《所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減されます》

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 （年金収入のみの場合、受給額80万円以下）	9割軽減	【年額】 4,419 円 （39,773 円の軽減）
33万円	8.5割軽減	【年額】 6,628 円 （37,564 円の軽減）
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は、該当しません	5割軽減	【年額】 22,096 円 （22,096 円の軽減）
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 35,353 円 （8,839 円の軽減）

② 所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減